

## 鳥取大学書道部規約

第1条 本部は、鳥取大学書道部と称する。

第2条 本部は、鳥取の伝統や文化の継承、書道の技術の向上を目的とする。

第3条 本部は、鳥取大学学生をもって構成する。

第4条 本部に、幹部として以下の役員を置く。

- 1 部長
- 2 副部長
- 3 会計
- 4 連絡
- 5 書記

(構成図)



第5条 幹部交代は、毎年4月とする。

第6条 部費を1ヶ月1000円とする。

第7条 本部の管理・運営等は、合議制によって行う。

第8条 活動は原則として週1回とする。

第9条 本部への入部および、本部からの退部は自由にこれを行うことができる。  
本部に入会しようとする者は、又は、この部から退部しようとする者は部長に届け出るものとする。